

養護学校義務化前の「精神薄弱」児施設における教育 — 1967-1978年の熊本県立肥後学園に焦点をあてて —

古田 弘子^{*1}・東 矢 直 也^{*2}

Educational Treatment at Institutions for “Mentally Retarded” Children before Special Schools were made Compulsory : 1967-1978 Higo Gakuen, Kumamoto, Japan

Hiroko FURUTA and Naoya TOYA

Abstract

The objective of this study is to identify the characteristics of educational treatment conducted at the institutions for “mentally retarded” (official name at that time) children, before special schools for children with disabilities (SCDs) were made compulsory in 1979 in Japan. Under the 1947 Child Welfare Act, institutions for “mentally retarded” children were expected to adopt educational functions for their children. Higo Gakuen, a Kumamoto prefectural institution for “mentally retarded” children, was selected for the analysis during the period when a prefectural school for “mentally retarded” children (SMRC) was set up inside Higo Gakuen in 1967 up to 1978, a year before SCDs were made fully compulsory. A special focus is given to the educational treatment of children with more severe disabilities who were out of formal education even after the opening of the prefectural SMRC. This study included analysis of documents and interviews with two staff at Higo Gakuen who had worked during that period. From the results, it revealed that there were two aspects of educational functions that characterized the educational treatment of children who were exempted and granted delay in school deferment. Firstly, the focus of educational treatment was mostly on development of the therapeutic education of children with severe and multiple disabilities, such as the life-skills learning, music and rhythm, and physical activities as well as functional training for independence. Secondly, cooperative works were done between the staff of Higo Gakuen and teachers in the SMRC for the purpose of developing instruction and teaching methods for severely “mentally retarded” children.

Key words : Educational Treatment, Institutions, Children with Disabilities, Kumamoto, Japan

1. 問題と目的

2007年に特別支援教育が開始して8年が経過した。通常教育における特別支援教育が進められる一方で、特別支援学校のあり方の見直しが行われ、その再編や新設が行われているところである。特別支援学校内には特殊教育の時代を経験することなく、教育に携わる教員が増えてきている。特別支援学校の今後のあり方を考えるときに、30数年前の1979（昭和54）年ようやく実現した養護学校義務化をふり返ることで、新たな視点が得られると思われる。そこ

で本研究では、義務化まで知的障害のある子どもの教育を支えた「精神薄弱」児施設¹⁾における教育実践に焦点をあてることとする。

1947（昭和22）年に児童福祉法が公布され、児童福祉施設の1つとして「精神薄弱」児施設が位置づけられた。児童福祉法制定により「精神薄弱」児施設の法的根拠が得られた。これにより、戦前には民間施設がほとんどだった「精神薄弱」児の収容施設において、公立施設も含めた施設の新設が進められ、その発展基盤が整えられた²⁾。しかしながら1950年代前半まで「精神薄弱」児施設には、戦後の「浮浪児」対策収容所に知的な遅れのある児童が多かったという時代背景から、「精神薄弱」児養護施設という性格が色濃く見られた（北沢, 1997）。

*1 熊本大学教育学部

*2 熊本県立菊池支援学校

戦後の「精神薄弱」児施設の増加が見られる一方で、その問題点としては、①対象を児童に限定したことによる18歳での措置打ち切り、②不十分な医療保障、③障害の程度が重度の子どもへの不十分な対策、④施設の教育機能の軽視、が指摘されていた(津曲, 1978)。以上の中で、①、③、④について以下に整理する。

最初に、年齢制限による措置打ち切り問題とは、継続した保護を必要としながらも、対象年齢を超えたため措置を打ち切らざるを得ない成人「精神薄弱」者への、施設側の対応上の苦慮を指す(蒲生, 1997)。

次に、重度の「精神薄弱」児の問題とは、一部の先進施設を除いて「精神薄弱」児施設において比較的軽度の「精神薄弱」児への保護・指導が優先され、障害の程度が重度の子ども(以下、重度児)が「たらいまわし」になり排除されてきたことを指す。これに対し、保護者や施設関係者から重度児のための施設を望む声が高まり、1958(昭和33)年には国立秩父学園が開園した。同園は、国内で初めての重度重複の「精神薄弱」児を対象とする施設であった。その後1964(昭和39)年には、「精神薄弱」児施設に「重度精神薄弱児収容棟(重度棟)」の併設が認められることとなった³⁾。

しかしながらその重度棟さえも、当時の基準では寮舎や設備の不備、職員数の不足により、失禁、異食、破壊等の、当時問題行動とされた児童を受け入れられないという限界を示しており、物的、人的にさらに多くの資源を投入する必要があることが指摘されていた(妹尾, 1968)。重度児への対応は、戦後の「精神薄弱」児施設が新たに直面した課題だと考えられるが、その後「精神薄弱」児施設はどのようにこの課題に取り組んだのか。

最後に、教育機能に関わる問題について述べる。児童福祉法における「精神薄弱」児施設の目的は、「『精神薄弱』の児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること」とある。このように、施設に対して教育機能を求めた背景には、「精神薄弱」児の教育が戦前、滝ノ川学園⁴⁾や藤倉学園⁵⁾といった先駆的な民間の「精神薄弱」児施設によって主に担われていたこと、それに対して戦後直後には、学校教育においては人的資源、施設設備ともに未確立に近い分野であったことがあげられる。

「精神薄弱」児施設における教育機能については、養護学校教育開始の遅れについての考慮が十分でない上に、「精神薄弱」児施設における教室改築を国庫補助の対象と認めない例に見られるように、教育保障の軽視が見られた(津曲, 1978)。その一方で糸賀

一雄⁶⁾は、戦後「精神薄弱」の施設が、「単なる保護だけでなく、教育的内容を豊かにし、深めるという傾向が見られた。」と述べている(糸賀, 1972)。

1951年の児童福祉法改正により、児童福祉施設の長が、収容児童の就学の義務責任者と規定されるとともに、就学を猶予または免除された児童について、児童の性能に応じた適切な学習指導を行うように努めることが通達されたことにより、学校教育への就学と施設内での「学習指導」という2つのルールが明確に敷かれることになった(内海・松矢, 1990)。これに関して、「精神薄弱」児施設における学習指導に関しては、「精神薄弱」児教育の持つ教育的・社会的役割に鑑みて、「養護学校、特殊学級と同次元に立っているという見解も見られた(柚木, 1970)。

以上のように、1979年の養護学校義務化まで、「精神薄弱」児施設には、就学猶予・免除の児童に対して教育機能を果たすことが求められていた。文部省の累年統計によれば、戦後、1949(昭和24)年から1956(昭和31)年までに設置された養護学校は、全国で10校(公立5校、私立5校)⁷⁾に過ぎなかった(文部省, 1978)。しかし1956(昭和31)年に公立養護学校整備特別措置法が制定され、設備や教員給与が国庫負担となることが明確に示されたことで、各地で養護学校が開設されるようになった。

養護学校義務化前に、「精神薄弱」児施設の通学範囲に養護学校が設置されたときに、「精神薄弱」児施設が果たした教育機能の実態はいかなるものだったのか。その中でも特に重度児を対象とした教育機能の実態はいかなるものだったのか。

また、養護学校義務化前の「精神薄弱」児施設と養護学校の関係において、指導内容において共通する部分をもちながらも、相互の資料の交換等の連携がないことを問題とする指摘がある(柚木, 1970)。「精神薄弱」児施設と養護学校が並行して指導支援を実施していたときに、両者はどのように役割を分担し、どのように連携し、あるいは連携しなかったのか。

本研究では、養護学校義務化前に「精神薄弱」児施設が果たした教育機能の実態を、特に養護学校義務化直前に「精神薄弱」児施設と養護学校が並行して指導支援を実施していた時期に焦点をあて明らかにする。本研究では、「精神薄弱」児施設として「熊本県立肥後学園(以下、肥後学園)」をとりあげ、その敷地内における熊本県立菊池養護学校(以下、菊池養護学校)の開校から養護学校義務化までの期間に肥後学園で行われた教育について、重度児への対応、養護学校との連携の実態の2点から解明する。

なお、本研究では「精神薄弱」児施設における教育実践を、広義の意味で教育と呼ぶ。

Ⅱ. 方法

本研究の対象時期は、肥後学園の敷地内に菊池養護学校が開設された1967（昭和42）年から、養護学校義務化前年の1978（昭和53）年までの12年間とする。

本研究では、肥後学園と県立菊池養護学校に関し残存する資料（記念誌・要録・文集）を収集し、加えてその他の関係資料をもとに文献的検討を行う。

しかしながら対象時期の肥後学園の資料は、肥後学園がその後閉園となったこともありその多くが散逸しており、入手することが容易ではない。そのため、本研究では、肥後学園旧職員への聞き取り調査を行う。調査対象者は、肥後学園旧職員A氏（1966年～1978年在職、女性）⁸⁾及び肥後学園旧職員B氏（1969年～2003年在職、男性）⁹⁾である。

なお、肥後学園は2003年に閉園した¹⁰⁾。また、菊池養護学校は、2012年に菊池支援学校に校名変更している。

Ⅲ. 戦後の熊本県の「精神薄弱」児童教育と肥後学園

最初に、熊本県における養護学校義務化までの「精神薄弱」児童施設の開設年度を表1に、戦後の「精神薄弱」教育機関の開設経緯を表2に示す。

表1に示したように、肥後学園は開設時点で県内初の、さらに1963（昭和38）年までの9年間は県内唯一の「精神薄弱」児童施設であった。また表2に示したように、菊池養護学校は県立では初の、1974（昭和49）年までの7年間は県立で唯一の「精神薄弱」養護学校であった。

次に、肥後学園及び菊池養護学校の沿革を表3に記す。表3では、1955（昭和30）年に、肥後学園内に「小学部2学級・中学部2学級設置」との記載がある。この記載は、1968（昭和43）年の要覧をはじめ、1979（昭和54）年の30周年誌以降の記念誌のいずれにおいても、肥後学園の資料には見いだすことができない。一方、菊池養護学校開校後の1967（昭和42）年から1986（昭和61）年までの学校経営案では「『精薄』児のため4学級設置」という表現が継承された後、1987（昭和62）年以降の学校経営案では「精神薄弱児のため4学級設置（小学部2，中学部2，計4学級）」という表現に変えられ、創立20周年記念誌（1987）を含め現在まで継承されている。

このことから示唆されるのは、1954（昭和29）年の「精神薄弱」児童施設併置の翌年に、肥後学園で小学校及び中学校就学年齢の児童を対象とした教育実践の萌芽が見られたのではないかとということである。

この実践に対して肥後学園では児童福祉法の規定上で表現する用語をもたなかったのに対し、菊池養護学校ではこれを「小学部」、「学級」という学校用語で表現したのではないか。

表1 熊本県における「精神薄弱」児童施設

市町村名称は当時

開設年	名称	経営主体	所在地
1954	肥後学園	熊本県	西合志町
1963	愛育学園	社会福祉法人	熊本市
1964	若草児童学園	大津町	大津町
1965	大江学園	社会福祉法人	熊本市
1966	松風学園	南関町	南関町
1966	天草学園	社会福祉法人	本渡市
1967	小国学園	小国町	小国町
1967	明星学園	社会福祉法人	御船町
1968	多良木学園	多良木町	多良木町

出所：熊本県精神薄弱者愛護協会（1986）

表2 戦後の熊本県における「精神薄弱」教育機関の開設

年	「精神薄弱」教育機関の設置	備考
1947	本渡町立本渡南小学校特殊学級	
1947	山鹿町立山鹿小学校・中学校促進学級*	
1950	熊本大学教育学部附属小学校実験学級	
1955	熊本市立城東小学校特殊学級	これ以降県内小学校で開級
1956	熊本市立藤園中学校特殊学級	これ以降県内中学校で開級
1958	熊本大学教育学部附属小学校特殊学級	
1965	熊本大学教育学部附属養護学校	
1967	熊本県立菊池養護学校	
1973	南関町立南関養護学校（～1978）	松風学園**
	大津町立若草養護学校（～1979）	若草児童学園**
	熊本市立熊本養護学校（～1974）	愛育学園**
	八代市立八代養護学校	
1974	熊本県立熊本養護学校	
	熊本県立天草養護学校	
1977	熊本県立松橋西養護学校	
1979	熊本県立荒尾養護学校	
	熊本県立小国養護学校	
	熊本県立球磨養護学校	

緒方（1987）、赤城（1979）をもとに筆者ら作成。

*これ以降1952年～1965年に小学校3校・中学校2校に促進学級設置。（森清先生喜寿記念世話人会、1987、「資料 年表」pp280-284）

**施設内分教室を養護学校へ転換。

肥後学園の敷地・建物について、肥後学園（1968）に記載された敷地図を図1に示す。また、肥後学園（1968）に記載された敷地・建物の概要を表4に示す。図1より、広大な肥後学園の敷地の一部を、開校したばかりの菊池養護学校が占めていたことがわかる¹¹⁾。

菊池養護学校の敷地は、肥後学園からの借用であり（鶴崎、1987）、対象期間中に土地面積に変化は見られなかった。しかしその建物面積は、1969（昭和44）年には1,321㎡となり肥後学園からの間借り校

表3 肥後学園及び菊池養護学校の沿革

年	肥後学園	菊池養護学校
1949	養護施設熊本県立肥後学園設置(定員50名)	
1952	西合志第一小学校肥後学園分室(促進学級)設置	
1954	「精神薄弱」児施設併置(定員50名)	
1955	肥後学園内に「小学部2学級・中学部2学級設置」	
1958	西合志第一小学校・西合志中学校の肥後学園分校設置	
1960	養護施設を廃止し「精神薄弱」児施設肥後学園(定員100名)	
1966	児童棟2棟新築	
1967		熊本県立菊池養護学校開設(本校・再春荘分校)
1968		文部省特殊教育教育課程「精神薄弱」教育)研究指定校
1969	重度「精薄」児棟竣工及び収容開始	
1972	女子収容棟竣工	熊本県立黒石原養護学校開校(再春荘分校が独立)
1973	重度「精薄」棟竣工	小学部棟新設
1974		中学部棟新設
1979	4月 養護学校義務化	3月 プール新設

出所：熊本県立肥後学園(1979)及び熊本県立菊池支援学校(2012)

舎を使用することがなくなり、1972(昭和47)年には体育館建設により1,699㎡に、1975(昭和50)年には第2期工事により3,040㎡増床した(菊池養護学校、1969～1978)。また菊池養護学校運動場は、1976(昭和51)年に肥後学園敷地内で移転・新設されている。これらより、養護学校義務化を前にして、菊池養護学校が少しずつ施設設備を充実させていった経緯が読みとれる。

1968(昭和43)年及び1969(昭和44)年に、菊池養

表4 肥後学園の敷地・建物(1968年)

	面積(m ²)	建物名
土地	62,409	
建物	2,805	
・管理棟	276	園長室、事務室、宿直室、衛生室、教具室
・児童棟	1,777	A寮、B寮、C寮、D寮、渡り廊下
・サービス棟	302	炊事場、食堂、風呂及洗濯棟
・職業訓練棟	268	工作室、ブロック作業場、収納舎、家畜舎、車庫
・職員舎	365	東公舎、西公舎、中公舎、新公舎
・その他	142	揚水ポンプ舎、車庫、倉庫
・養護学校敷地	275	訓練室

出所：熊本県立肥後学園(1968)

護学校は文部省特殊教育教育課程(「精神薄弱」教育)研究指定校となるが、その成果は研究紀要第1集(1969)、同第2集(1971)に、「精神薄弱」養護学校における体育と保健の指導に関して公開されている¹²⁾。

IV. 菊池養護学校開校後の肥後学園における教育

1. 肥後学園入所児童の生活状況

肥後学園入所児童の各寮別の定員について、1968(昭和43)年時点のものを表5に、1978(昭和53)年時点のものを表6に記す。

表5 寮編成及び定員(人)

寮	性別	定員(人)	概要
A	男子	25	中学3年以上
B	男子	25	小学から中学2年まで
C	男子	25	同上
D	女子	25	女子全員

出所：熊本県立肥後学園(1968)

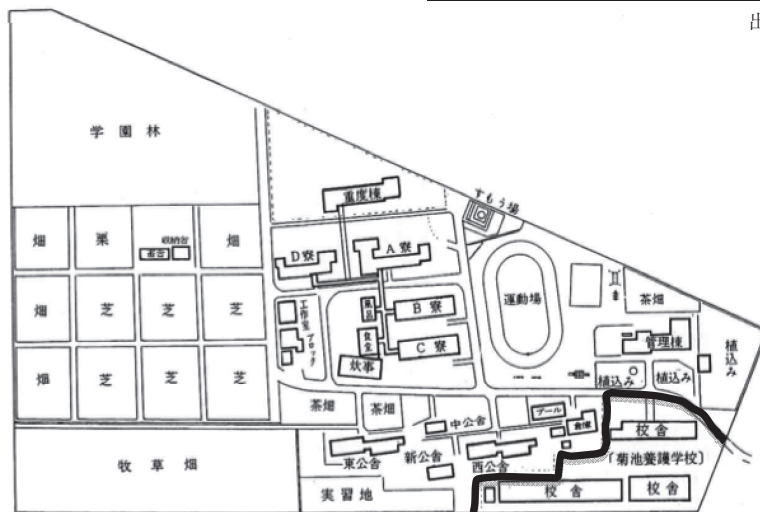


図1 肥後学園の敷地・建物(1968年度)

肥後学園(1968)より筆者ら作成。

表6 寮編成及び児童数（人）

寮	性別	人数	重度児童内訳	昼間の教育訓練	担当職員
A	男	20	0	職業指導 (20)	7
B	男	20	0	養護学校 (20)	7
C	男	25	10	養護学校 (20) 機能訓練 (5)	7
D	女	25	10	養護学校 (20) 職業指導 (5), 機能訓練 (5)	7
E	男女	20	20	養護学校 (5) 機能訓練 (15)	7

出所：熊本県立肥後学園（1978）

表5に示されたように、開園直後の1968（昭和43）年には入所児童は年齢及び性別により4つの寮に分かれ、指導員及び保母が起居を共にしながら、小舎制で児童に対応していた。一方、表6に示されるように1978（昭和53）年には、重度棟（E棟）の重度児以外にC棟、D棟に重度児がふりわけられていた。これらの児童の中で、昼間は養護学校で教育を受ける者、学齢児であるが養護学校に就学せずに肥後学園で過ごす者、義務教育終了年齢で職業訓練を受ける者に分けられていたことがわかる。

2. 肥後学園入所児童の実態

最初に、入所児童の障害の程度について検討する。菊池養護学校開校前年度の、熊本県における障害程度別「精神薄弱」児施設入所状況を表7に示す。表7に示されたように、肥後学園入所児に占める重度「精神薄弱」児の割合は、県内の他の3施設（町立1園、社会福祉法人2園）よりも高かった。県立の「精神薄弱」児施設への重度児の重点的措置は、当初から県の方針として見られ（熊本県、1966）、肥後学園への重度棟の設置にもあらわれている。

表7 障害程度別「精神薄弱」児施設入所状況（1966年1月）

施設	軽度		中度		重度		合計	
	人	%	人	%	人	%	人	%
肥後学園	32	32	41	41	27	27	100	100
愛育学園	41	55	26	35	8	11	75	100
若草児童学園	30	61	16	33	3	6	49	100
大江学園	21	47	19	42	5	11	45	100
計	124	46	102	38	43	16	269	100

熊本県（1966）をもとに筆者ら作成。

表8 菊池養護学校各年度在籍児童生徒及び年齢超過児童生徒数（人）

	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
小学部	24(4)	21(2)	24(3)	23(8)	23(5)	24(3)	29(7)	26(8)	32(11)	37(10)	41(12)	41(13)
年齢超過	2(2)	0	0	1(1)	0	1(0)	1(0)	0	1(0)	4(0)	6(2)	7(4)
中学部	42(12)	35(13)	37(11)	32(5)	32(5)	32(9)	29(9)	27(6)	26(3)	27(6)	23(7)	28(9)
年齢超過	0	1(1)	0	2(1)	2(2)	1(0)	2(1)	1(0)	2(0)	2(0)	4(0)	6(1)

() 内は女子内訳。

次に、入所児童における就学児及び就学猶予・免除児の状況について検討する。

菊池養護学校に就学する児童の就学年齢に見られた特徴について、菊池養護学校の各年度の学校経営案をもとに検討する。表8に、菊池養護学校開校後から義務化前年までの小学部及び中学部の在籍児童生徒数、またその中で満年齢が対象学部年齢を超過（小学部で13歳以上、中学部で16歳以上）している児童生徒の数を示す。

表8より、それ以前は各年度1～2人であった、満年齢が対象学部年齢を超過している児童生徒が、養護学校義務化の3年前から増加したことが見てとれる。菊池養護学校在籍児童生徒の、養護学校義務化前におけるこのような変化から、重度児の多くが養護学校義務化直前の2年ほど前から菊池養護学校への就学に移行したことが示唆される。

また養護学校義務制開始直前の1978（昭和53）年5月における菊池養護学校在籍児童生徒、及び1979（昭和54）年3月における肥後学園の入所児・就学児及び就学猶予・免除児の人数を表9に示す。養護学

表9 肥後学園入所児童の就学状況（人数）

入所就学	内訳	小学生			中学生			計		
		男	女	小計	男	女	小計	男	女	小計
肥後学園	一般児	14	7	21	12	7	19	26	14	40
	重度児就学児	13	6	19	6	2	8	20	8	28
	小計	27	13	40	18	9	27	46	22	68
	猶予・免除児	4	1	5	1	1	2	5	2	7
	合計	31	14	45	19	10	29	51	24	75
菊池養護学校		28	13	41	21	7	28	49	20	69

肥後学園（1979）、熊本県立菊池養護学校（1978）より筆者ら作成。

校義務化の前年度に肥後学園における就学猶予・免除児童は、小学生・中学生とされる74人中7人（9.5%）であった。

表9より、1979（昭和54）年3月の時点で肥後学園に入所する重度児のうち就学児は小学生で19人、中学生で8人であった。肥後学園に入所する重度児の一部には、中学校年齢の児童が菊池養護学校小学部に就学するケース、さらに肥後学園の「在園児学年別調査」では卒業生に区分される16歳以上の年齢

の児童が、養護学校中学部に就学するケースなどが見られたと考えられる。

3. 肥後学園における施設内教育の実際

(1)肥後学園関係資料からの読みとり

1) 要覧(1968)より

肥後学園(1968)によれば、1968(昭和43)年度の日課表は表10の通りであった。

表10 日課表(夏季)

時間	項目
6:45	起床
7:10	清掃
7:40	朝食
8:45	朝会
9:00	課業
12:00	中食
13:00	課業
16:15	清掃
17:15	夕食
20:30	消灯

出所：熊本県立肥後学園(1968)

表10より午前、午後それぞれに約3時間の課業の時間が設定されている。この時間帯を中心に、独立自活に必要な知識技能を与える活動を行うことが計画されていたと考えられる。

2) 30周年記念誌(1979)より

熊本県立肥後学園30周年記念誌(1979)は、その前年度までの肥後学園の概要・指導内容を記した冊子である。その章構成を見ると、「肥後学園概況」、「学園の30年の蛍雪」、「児童指導概要」、「調査・研究」、「児童の健康と給食」、「みんなの広場」となっている。

これらの中で「児童指導概要」は、「生活指導」、「職業指導」、「女子職業指導」、「重度児学習指導」の4つの柱に分けて記述されている。「生活指導」は就学している児童への施設での指導であり、「職業指導」、「女子職業指導」は養護学校中学部を卒業した児童を中心にした指導であり、それぞれ学習計画・年間計画や指導案が掲載されている。これらの中で、就学猶予・免除児童への教育に関するものが「重度児学習指導」である。「重度児学習指導」には、「児童指導概要」全58ページ中32ページを割り、過去5年間の実践が報告されている。

この「重度児学習指導」の項目では、「精神薄弱」児の処遇理念に関して冒頭で以下の文章が記されている。

精薄施設が重度精神薄弱児(者)の処遇に本格的に取り組み始めて、10数年、想像を絶する苦難と障害に直面し施設の「機能」の根底を問われる問題に

まで発展した。

その苦悩の中でわれわれは、重度精薄児(者)の理念を捜し求めて来た。およそ人間は何人といえども存在理由をもっているといわれる。それは重度精薄児のように心身両面の能力をうばわれ極限状況におかれても「人としての幸」を求める権利があるということである。(原文ママ)

出所：熊本県立肥後学園(1979) p.61

肥後学園が、1969(昭和44)年の重度「精薄」児棟開設以前から県立の施設として、県内で最初に重度児の指導実践を切り拓いてきた。その中で職員と家族の苦闘しながらの取組みを表現する文面である。

続いて、重度児指導の内容と方法について、「生活指導」、「機能訓練(学習指導)」、「行動異常・情緒障害の治療」、「健康管理」の4項目に分けて記述されている。

さらに、肥後学園における重度児指導の概要については、以下のように記述されている。「1969(昭和44)年の重度棟設置で20人の重度児を収容し、子どもの健康、安全といった保護を中心に考えた訓練を行ったが、1973(昭和48)年よりさらに20人の重度児を収容することになり、多動、自傷、他害のある多様な児童を受け入れることになった。そのため同年より保護にとどまらず、子どもの能力を積極的に引き出す訓練に転換し、排泄習慣を中心にした生活リズムに関する訓練を開始した。1974(昭和49)年からは重度棟だけでなく、女子寮とC寮の重度の子どもを集め能力別に2班編成とし、生活学習、体育、音楽を用いた。旧校舎を訓練棟とし本格的に重度訓練に取り組み始めた。」とある。また訓練は、音楽リズム、生活学習、運動機能訓練に分けられていた、と記されている。

以上の記述から、1969(昭和44)年の重度「精神薄弱」児棟設置から1972(昭和47)年までの4年間を「重度児ケア重点期」、1973(昭和48)年以降を「重度児教育重点期」と分けることができると思われる。

時間割については、1974(昭和49)年に、1時間目が午前9:40~10:20、2時間目が午前10:20~11:00、3時間目が午前11:00~11:40と設定されていた。生活学習は、Aグループは絵画製作や絵文字カードを使った言語指導、玉指し等の訓練を、B、Cグループは身辺処理の指導を行った、とある。

1976(昭和51)年及びその翌年には、「前年度の訓練児童のうち5名を養護学校に送り出す」という記述がある。1978(昭和53)年には、「重度児学習が始まって5年となり、今まで訓練を受けた児童は養護学校に通うようになり、残った児童は13名となる。」

という記述が見られる。

このように肥後学園の施設内教育の発展について、時間割、グループ編成、指導内容まで含めて記録されている。このことから、これらの実践が入所児への継続・一貫した施設内教育により教育機能を果たすことをめざして行われていたと考えられる。

3) 文集(1976, 1977)より

肥後学園女子寮入所児・職員による文集「なずなの子(肥後学園, 1976:1977)」¹³⁾からも、入所児への教育の内容について確認することができる。「なずなの子 第2集」によれば、1977(昭和52)年に女子寮の入所児童は、「小学生」グループが9人、「中学生」グループが6人、「学習」グループが4人、「卒業生」グループが6人であった。同文集では、「小学生」及び「中学生」グループはそれぞれ菊池養護学校の該当学部に通学し、「卒業生」グループは女子職業指導に通う。一方、就学猶予・免除児童である「学習」グループは、「毎日訓練棟に勉強に出かけます。」と記されている(肥後学園女子寮, 1977)。

その学習の内容として、生活学習、音楽リズム、体育の3つが記され、生活学習では洗面指導やビーズ通し等が、音楽リズムでは歌や楽器遊び等が、体育ではゴム跳びや跳び箱等の活動が紹介されている。

(2) 肥後学園旧職員への聞き取りから

肥後学園での就学猶予・免除児童への教育実践の場所について、A氏からは「菊池養護学校の教室を利用して教育実践を行った。」という聞き取りが得られた。A氏によれば、「肥後学園の職員らが、手をつないで『登校』することから始め、教室の座席にある写真と名前を手がかりに、児童に自分の席であることを理解させる活動を行った。」着席できるようになった後は、「相手を注視したり、自分の順番で反応したりできるよう指導した。」「音楽療法、体育、集団行動を取り入れていき、菊池養護学校の授業参観、養護学校教員と相談しながら、教育実践を重ねていった。」という聞き取りが得られた。A氏からはさらに、「肥後学園と菊池養護学校とで合同運動会や遠足を行った。」という聞き取りから得られ、肥後学園での就学猶予・免除の児童の実態を菊池養護学校が直接知る機会があったことが示唆された。

肥後学園での指導について、B氏から「県立施設として果たすべき責任や研究の姿勢などについて、当時の園長から教えを受けた。」「学校教育法に則った教育ではなく、私たちは『治療教育』¹⁴⁾をやるのだという気概をもって取り組んでいた。」という聞き取りが得られた。また、指導内容についてB氏から、「身辺自立を目的とし機能訓練を行うとともに、

日常生活指導を行った。」「発達段階に応じてスモールステップの支援を行った。」という聞き取りが得られた。

次に、肥後学園と関係機関の連携について、A氏からは菊池養護学校の教員や熊本大学の研究者、国立菊池病院の医師らと連携し、相互に研修したこと¹⁵⁾、その中で重度「精神薄弱」児への教育的かかわりについて「カリキュラム化」していったという聞き取りが得られた¹⁶⁾。また、B氏から、「養護学校の教員と(肥後学園の職員が)日曜日のレクリエーションを一緒にしたり、お互いに話しやすい雰囲気があった。重度児の指導について職員が個人的に相談するなどは、日常茶飯事で行っていた。」という聞き取りが得られた。

以上より、敷地内に養護学校が開校した県立「精神薄弱」児施設において、職員が就学猶予・免除の重度児への指導に関して、同じ敷地内の養護学校教員その他関係者と連携関係をもちながら、教育方法開発に取り組んだことが明らかになった。

V. 結論

1967(昭和42)年の肥後学園敷地内における県立菊池養護学校の開校から養護学校義務化までの期間に、肥後学園では就学猶予・免除児童に対する教育機能を果たしていた。

多くの「精神薄弱」児童が養護学校に施設内通学するようになる中、この時期の肥後学園の教育機能は、ほぼ同時期の1969(昭和44)年に肥後学園に設置された重度「精神薄弱」児棟に収容される子どもの指導支援の開発・実践に焦点化されていった。県の重度「精神薄弱」児拠点施設として、当初は重度児の保護を主眼にしたものだったが、1973年頃から治療教育を念頭においた訓練に移行した。身辺自立を目的とする機能訓練の他に生活学習・音楽リズム・体育を中心に、当時の治療教育概念の下で重度「精神薄弱」児教育の教育実践が目指されていた。時間割、グループ編成、指導内容から見て、これを施設内教育ととらえることができる。

養護学校義務化への移行を見据え、菊池養護学校教員ら関係者との重度「精神薄弱」児の教育や教育課程開発に焦点をあてた共働が見られたことが明らかになった。

本研究では、養護学校義務化前に県立「精神薄弱」児施設が、敷地内に開校した県立養護学校と、完全就学を前にして重度「精神薄弱」児の教育課程の開発を、担当部署の枠を超えて密接な協力関係を築き行っていた一事例について報告した。

最後に本研究では、菊池養護学校開校後の肥後学園の教育機能の実態については一定程度明らかにしたが、その教育内容の全国動向の中での特色、治療教育概念との比較検討については十分に考察できなかった。今後の課題としたい。

謝辞

本研究実施にあたって、熊本県立肥後学園旧職員の方々、熊本県立菊池支援学校から、惜しみないご協力をいただきました。ここに記して感謝の意を表します。

註

- 1) 1960(昭和35)年に制定された精神薄弱者福祉法は、1998(平成10)年に知的障害者福祉法に改められ、精神薄弱という用語は知的障害に改められた。本研究では「精神薄弱」と表記する。
- 2) 1948(昭和23)年に八幡学園、滝野川学園等戦前に設立された民間施設が認可されたのを皮切りに、翌年には全18施設となった(津曲, 1978)。その後1968(昭和43)年には公立103施設、民間179施設、その他6施設であった(全日本特殊教育研究連盟他, 1970)。
- 3) 重度棟は1967(昭和42)年までに全国で公立15園、民間9園に設置され、1967年にさらに4園に設置された(妹尾, 1968)。
- 4) 石井亮一が1896(明治29)年に創設。当初孤女学院。
- 5) 川田貞治郎が1911(明治44)年に創設。
- 6) 1946(昭和21)年に近江学園、1963(昭和38)年に重症心身障害児施設びわこ学園創設。
- 7) 「精神薄弱」、肢体不自由、病弱の、各障害種別の学校数は記されていない。
- 8) 2013年12月10日に実施した。なお、2013年度教育学部開講科目「特別支援教育史総説」の学習課題として、また筆者らのひとりである東矢の教育学部特別支援教育特別専攻科卒業研究の一環として実施した。
- 9) 2014年6月28日及び2015年3月8日に実施した。
- 10) 肥後学園はその後入所児漸減の状況下で、1993(平成5)年に通所療育事業(心身障害者施設地域療育事業)を開始し県内の障害児療育の拠点施設としての役割を果たし、2003年に「熊本県立こども総合療育センター」への機能統合という形で閉園した。閉園前の1995(平成7)年には敷地内に、全国で初めて、社団法人熊本県障害者雇用促進協会による熊本障害者雇用支援センターの設置が行われたが、同センターは2010年に閉鎖された。跡地は2015年現在更地となっている。
- 11) 青少年問題編集部(1961)は、肥後学園を訪問取材し、以下のようにその印象を記している。「肥後学園を見て、

記者はまずその広大な敷地と恵まれた環境に驚いた。収容寮、訓練室、事務室、炊事室などが整然と建っているが、敷地の広さからこうした建物が如何にも小さく、またバラバラに建っているといった印象が強い。」

- 12) 菊池養護学校は文部省特殊教育教育課程研究指定を受けている間、肥後学園の運動場に、研究のための教材・教具としての「とびタイヤ」等さまざまな運動器具・遊具を設置していたことが敷地図からうかがえる。
- 13) 「なずなの子」は女子寮職員と入所児童の私的文集に分類され、入所児童や職員の住所氏名、職員による入所児童1人ひとりの紹介(第2集では児童による絵や文章も含まれている)、職員の作文、新入園児・職員紹介、家庭へのアンケート調査の結果、1年間の行事、編集後記等で構成されている。全ページ手書きで、グループ写真を貼付けるなど家庭的な要素が色濃い文集であり、入所児童の家庭との連絡を主目的に発行されたと考えられる。
- 14) 治療教育の概念は、セガンをもとに低次の訓練から高次の訓練へ教育的治療を行う川田貞治郎ら先覚者により体系化されたもの、「精神薄弱」児個々のニーズを学際的に把握し保護、医療、指導、訓練を統合的に行うものという2つの流れが当時見られた(妹尾, 1979)
- 15) 全日本特殊教育研究連盟他(1967)では、各県の「精神薄弱」現状を各県関係者からの報告の形で掲載している。熊本県については、総合研究機関として、「九州精神薄弱研究所」、「小児の神経と身体に関する懇話会」、熊本大学教育学部附属養護学校内にある「『精薄』教育研究所」による研究が行われているとの記述がある。
- 16) カリキュラムについて妹尾(1979)は、「『精神薄弱』児施設における保護・指導、治療・訓練の内容が妥当であり、それが計画的に実施されるためには指導課程(カリキュラム)が必要である。国立秩父学園では、(中略)他の施設においても使用可能と考えられる指導課程を完成した。」と述べている。当時「精神薄弱」施設で、カリキュラムという語が用いられていたことから、教育機能を意識した取組みが各施設で行われていたととらえられる。

文献

- 赤城義竹(1979)熊本県。全日本特殊教育研究連盟(編)日本の精神薄弱教育—戦後30年— 第6巻地域史Ⅲ・西日本。日本文化科学社。pp.203-218。
- 蒲生俊宏(1997)第4部福祉 2入所施設福祉。日本精神薄弱者福祉連盟(編)発達障害白書 戦後50年史。pp.171-196。
- 肥後学園女子寮(1976)なずなの子。肥後学園。
- 肥後学園女子寮(1977)なずなの子 第2集。肥後学園。
- 北沢清司(1997)第4部福祉 1概説。日本精神薄弱者福祉連盟(編)発達障害白書 戦後50年史。pp.154-170。

- 糸賀一雄 (1972) 福祉の思想. NHKブックス67. 日本放送出版協会. p.135.
- 熊本県 (1966) 精神薄弱児の現況とその対策案. 熊本県民生労働部婦人児童課 (編). 熊本県総務部税務課. pp.1-7.
- 熊本県精神薄弱者愛護協会 (1986) 昭和61年度熊本県精神薄弱者愛護協会.
- 熊本県立菊池養護学校 (1967) 学校経営案. 熊本県立菊池養護学校.
- 熊本県立菊池養護学校 (1968) 学校経営案. 熊本県立菊池養護学校.
- 熊本県立菊池養護学校 (1969) 学校経営案. 熊本県立菊池養護学校.
- 熊本県立菊池養護学校 (1969) 研究紀要 (第1集). 熊本県立菊池養護学校.
- 熊本県立菊池養護学校 (1970) 学校経営案. 熊本県立菊池養護学校.
- 熊本県立菊池養護学校 (1971) 学校経営案. 熊本県立菊池養護学校.
- 熊本県立菊池養護学校 (1971) 研究紀要 (第2集). 熊本県立菊池養護学校.
- 熊本県立菊池養護学校 (1972) 学校経営案. 熊本県立菊池養護学校.
- 熊本県立菊池養護学校 (1973) 学校経営案. 熊本県立菊池養護学校.
- 熊本県立菊池養護学校 (1974) 学校経営案. 熊本県立菊池養護学校.
- 熊本県立菊池養護学校 (1975) 学校経営案. 熊本県立菊池養護学校.
- 熊本県立菊池養護学校 (1976) 学校経営案. 熊本県立菊池養護学校.
- 熊本県立菊池養護学校 (1977) 学校経営案. 熊本県立菊池養護学校.
- 熊本県立菊池養護学校 (1978) 学校経営案. 熊本県立菊池養護学校.
- 熊本県立菊池養護学校 (1987) 創立20周年誌. 熊本県立菊池養護学校.
- 熊本県立肥後学園 (1968) 要覧. 熊本県立肥後学園.
- 熊本県立肥後学園 (1979) 肥後学園30周年記念誌. 熊本県立肥後学園
- 緒方慧 (1987) 第三章第三節 養護学校義務制実施前後. 熊本県の精神遅滞児教育の歩み. 森清先生喜寿記念世話人会. pp.172-180.
- 森清先生喜寿記念世話人会 (1987) 熊本県の精神遅滞児教育の歩み.
- 文部省 (1978) 特殊教育百年史. 東洋館出版社.
- 青少年問題編集部 (1961) 精神薄弱時収容施設肥後学園を訪ねて. 青少年問題, 8, 5, 58-64.
- 妹尾正 (1968) 重度精神薄弱児者対策. 全日本特殊教育研究連盟・全日本精神薄弱者愛護協会・全日本精神薄弱者育成会編. 精神薄弱者問題白書—1968年版—. 日本文化科学社. pp.97-106.
- 妹尾正 (1979) 第4章社会福祉・社会学的研究. 全日本特殊教育研究連盟 (編) 日本の精神薄弱教育—戦後30年— 第3巻教育の研究・運動. 日本文化科学社. pp.141-167.
- 津曲裕次 (1978) 精神薄弱者福祉の成立—精神薄弱者福祉法の成立まで. 吉田久一 (編) 戦後社会福祉の展開. ドメス出版. pp.392-412.
- 鶴崎武人 (1987) 第三章第二節 熊本県立菊池養護学校 (昭和四十二年). 熊本県の精神遅滞児教育の歩み. 森清先生喜寿記念世話人会. pp.169-172.
- 内海淳・松矢勝宏 (1990) 「精神薄弱」児施設における就学問題の歴史的形—1950年代を中心に. 障害者問題史研究紀要, 33, 11-17.
- 柚木馥 (1970) 精薄教育の機関. 杉田裕 (編) 精神薄弱教育論. 日本文化科学社. pp.99-114.
- 全日本特殊教育研究連盟・全日本精神薄弱者愛護協会・全日本精神薄弱者育成会編 (1967) 熊本県. 精神薄弱者問題白書—1967年版—. 日本文化科学社. pp.265-266.
- 全日本特殊教育研究連盟・全日本精神薄弱者愛護協会・全日本精神薄弱者育成会編 (1970) 重度精神薄弱児者対策. 精神薄弱者問題白書—1970年版—. 日本文化科学社. p.194.